

## 電子申請・届出システム利用案内

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に基づく措置等報告書の届出については、電子申請・届出システムの利用をお願いします。

電子申請は、原則 24 時間 365 日受付が可能なほか、紙資源の使用もありませんので、利便性以外に環境負荷の低減というメリットもあります。

### 報告提出期限

毎年度6月30日まで※に前年度の状況を報告

※6月30日が休日の場合は翌開庁日まで

### ステップ1

- 措置等報告書の送信までをご案内します。 . . . 1 ページ
- (1) 電子申請用自動算定シートの作成
  - (2) あいち電子申請・届出システムにアクセス
  - (3) 措置等報告書送信

### ステップ2

- 送信後の手続きについてご案内します。 . . . 8 ページ
- (1) システムからのメール受信
  - (2) 審査結果通知を確認

(参考) 報告書等の提出窓口・お問い合わせ先 . . . 9 ページ

「電子申請の電子申請・届出システムに係るヘルプデスクのご案内」  
電話番号：0120-464-119(平日午前9時から午後5時まで)

## 電子申請・届出システム（ステップ1）

### ～措置等報告書を送信する～

- 事務の流れ
- (1) 措置等報告書の作成
  - (2) あいち電子申請・届出システムにアクセス
  - (3) 措置等報告書の送信

報告書の様式の入手や電子申請手続きについては全てインターネットを利用します。それぞれ該当のHPへのアクセスが必要になりますが、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」のページ上の「新着情報」にある「措置等報告書について」の画面から遷移することができますので、以下の事務の概要では、この画面を起点に説明をしていきます。「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の画面を「お気に入り」等に入れておくと便利です。

### 事務の概要

#### (1) 措置等報告書の作成

##### ① ファイルのダウンロード

- ・下記アドレスにより「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第7第1項に定める措置等報告書」のホームページ中の「措置等報告書の様式」を表示
- ・「特定荷主等・特定旅行業者用[Excelファイル]」をダウンロードしパソコンに保存(図A)  
(事業所ごとの報告が難しく、複数事業所の一括報告をする場合は、特定荷主等一括報告用[Excelファイル])

〈HPアドレス〉

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/caryokoninusihokoku.html>

図 A

### 措置等報告書の様式

措置等報告書の様式は、以下からダウンロードしてください。

 [特定荷主等・特定旅行業者用 \[Excelファイル/63KB\]](#)

 [特定荷主等一括報告用 \[Excelファイル/146KB\]](#)

※ファイル送信時は、ファイル名を事業者・事業所名にしてください。

##### ② 入力

- ・ファイルを開き、事業者・事業所情報を始め非適合車の不使用にかかる要請・確認の状況等を入力する。オレンジ色のセルは入力する。
- ・関連性チェックにより、エラーとなったピンク色のセルは、確認修正する。

## (2) あいち電子申請・届出システムにアクセス

愛知県公式Webサイト (https://www.pref.aichi.jp/) から「電子申請・届出」をクリック (図B)

図B



## (3) 措置等報告書送信

### ① 利用者登録 (登録しなくても申請は可能です)

登録しておくこと、過去の申請状況が一覧表示できるなど、便利です。

- ・電子申請・届出システムのトップ画面から「愛知県」ボタンをクリック (図C)
- ・「利用者登録」ボタンをクリック (図D)
- ・利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック (図E)
- ・法人または個人を選択し「利用者ID (メールアドレス)」を入力 (図F)

地図から選択



図C

次ページ図Dへ

図 D

あいち 愛知県 電子申請・届出システム

手続き申込 | 申込内容照会 | **利用者登録** | ログイン

申請書ダウンロードへ | ヘルプ

手続き申込

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名

カテゴリ選択

利用者選択  個人が利用できる手続き  法人が利用できる手続き

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

図 E

利用者管理

利用者登録説明

下記の内容を必ずお読みください。

利用者情報を登録した場合、以後の手続きに際し、利用者としてログインできます。また登録した情報は、それぞれの手続きにおいて利用するため、入力が簡素化されます。繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。

<利用規約>  
あいち電子申請・届出システム利用規約

- 目的  
この規約は、あいち電子申請・届出システム（以下「本システム」という。）を利用して愛知県（議会、執行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関。）又は、愛知県内市町村（名古屋市を除く。）（以下「県内市町村」という。）にインターネットを通じて申請・届出を行うために必要な事項について定めたものです。
- 運営  
本システムは、愛知県及び県内市町村が共同設立したあいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が運営します。
- 利用上の注意  
本システムの利用者（以下「利用者」という。）は、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、協議会は本システムのサービスを提供します。  
本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。
- 利用環境  
「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたとみなします。  
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

図 F

利用者管理

メールアドレス入力(利用者登録)

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。  
登録いただいたメールはそのまま利用者IDとなります。  
入力が完了しましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。  
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。  
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-aichi@s-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。  
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。  
なお、送信元のメールアドレスに返信しても開き合わせには対応できません。  
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です

利用者区分※  個人  法人  代理人

利用者ID(メールアドレス)※ XXXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX

利用者ID(確認用)※ XXXXXXXXXXX@XXXXXXXXXX

- ・登録したメールアドレスに [pref-aichi@s-kantan.com](mailto:pref-aichi@s-kantan.com) からメールが届きます。
- ・メールに記載されたURLにアクセスし、必要情報を入力して、「確認へ進む」ボタンをクリック(図G)
- ・入力内容を確認後、「登録する」ボタンをクリック(図H)。
- ・「一覧へ戻る」ボタンをクリック(図I)

図 G

**利用者管理**

利用者登録

登録された個人情報、本電子申込に係る事務以外には利用致しません。

※印があるものは必須です。

利用者区分	愛知	
利用者ID	ondanka@pref.aichilg.jp	
パスワード※		
パスワード(確認用)※	同じものをもう一度入力してください。	
氏名(フリガナ)※	氏: アイチ	名: タロウ
氏名※	氏: 愛知	名: 太郎
性別	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性	
郵便番号※	入力例) 123-4567 → 1234567 4608501	<input type="button" value="住所検索"/>
住所※	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	
電話番号1※	入力例) 012-345-6789 または 0123456789 052-954-6217	
電話番号2	入力例) 012-345-6789 または 0123456789 052-954-6217	
メールアドレス1	ondanka@pref.aichilg.jp	
メールアドレス2	<small>各種通知メールを受信したいメールアドレスを登録できます。 ※携帯電話のメールアドレスの場合、迷惑メール対策等の受信拒否設定により、 受取れない可能性がありますので、携帯の設定をご確認ください。</small>	

図 H

**利用者管理**

利用者登録確認

以下の内容で登録してよろしいですか？

利用者区分	
利用者ID	ondanka@pref.aichilg.jp
氏名(フリガナ)	アイチ タロウ
氏名	愛知 太郎
性別	
郵便番号	4608501
住所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話番号1	052-954-6217
電話番号2	052-954-6217
メールアドレス1	ondanka@pref.aichilg.jp
メールアドレス2	

図 I

**あいち 愛知県 電子申請・届出システム**

[手続き申込](#) [申込内容照会](#) [利用者登録](#) [ログイン](#)

[申請書ダウンロード](#) [ヘルプ](#)

**利用者管理**

利用者登録完了

利用者: 愛知県さまを登録しました。

## ② 手続き検索・選択

- ・手続き名に「措置等報告書」と入力し、「検索」をクリック(図 I)
- ・「検索」をクリックすると、下に「措置等報告書」が表示されるので、選択

図 I

手続き申込

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

手続き一覧

検索メニュー 検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

手続き名  **入力**

カテゴリ選択

利用者選択  個人が利用できる手続き  法人が利用できる手続き  **クリック**

検索方法選択 [分類別で探す](#) [五十音で探す](#)

2018年04月09日 19時00分 現在 ページ 1 表示件数 [10件](#) [20件](#) [50件](#)

手続き名 ▲▼	受付開始日時 ▲▼	受付終了日時 ▲▼
<a href="#">措置等報告書</a>	2018年04月01日00時00分	随時

## ③ ログイン

- ・利用者IDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック(図 J)

図 J

手続き申込

手続き名	措置等報告書
受付時期	2015年4月1日0時00分 ~

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。 [パスワードを忘れた場合はこちら](#)

- ・手続き説明、利用規約を確認後、問題がなければ「同意する」ボタンをクリック(図K)

図 K

手続き申込

STEP 1 手続き概要 STEP 2 手続き一覧 STEP 3 手続き内容 STEP 4 メールアドレス入力 STEP 5 確認メール送信完了 STEP 6 申込 STEP 7 申込確認 STEP 8 申込完了

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	措置等報告書
	<p>■手続き概要 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に規定する特定荷主等(※1)及び特定旅行業者(※2)が届け出るものです。</p> <p>※1 特定荷主等は、荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの。</p> <p>※2 特定旅行業者とは、対策地域内に営業所を有する第一種旅行業者であって、他の者に委託して対策地域内で乗合自動車を利用するもの。</p> <p>■法令根拠 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第7第1項</p> <p>■受付窓口 【特定荷主等】 届出要件に該当する事業所ごとに、その所在地を所管する県民事務所等の環境保全課に提出してください。</p> <p>【特定旅行業者】 事業者ごとに、県内の本社又は主たる事業所を有する地域を所管する県民事務所等の環境保全課に提出してください。</p> <p>ただし、名古屋市内の事業所については名古屋環境局大気環境対策課、岡崎市内の事業所については岡崎市環境部環境保全課に提出してください。</p> <p>※ 各県民事務所等の管轄区域については、こちら<a href="http://www.pref.aichi.jp/kanryo/ondanka/car/yoko/nimisi/hokoku.htm">http://www.pref.aichi.jp/kanryo/ondanka/car/yoko/nimisi/hokoku.htm</a>をご覧ください。</p> <p>■問い合わせ先 環境部地球温暖化対策課自動車環境グループ 電話:052-954-6217(直通) 又は県民事務所等の環境保全課:こちら<a href="http://www.pref.aichi.jp/kanryo/ondanka/car/yoko/nimisi/hokoku.htm">http://www.pref.aichi.jp/kanryo/ondanka/car/yoko/nimisi/hokoku.htm</a>をご覧ください。</p> <p>■必要書類 こちら<a href="http://www.pref.aichi.jp/kanryo/ondanka/car/yoko/nimisi/hokoku.html#yoko">http://www.pref.aichi.jp/kanryo/ondanka/car/yoko/nimisi/hokoku.html#yoko</a>をご覧ください。</p> <p>■受付期間 原則、4月1日から6月30日まで</p>

■留意事項  
特定荷主等であって、事業者ごとの報告が難しい場合は、主たる事業所の所在地を所管する受付窓口にて、事業者として一括報告してください。  
ただし、この場合であっても、県、名古屋市及び岡崎市の所管する地域のうち複数の地域において、特定荷主等の届出要件に該当する事業所を有する場合は、それぞれの地域に所在する事業所分について、それぞれの自治体に報告する必要があります。

名古屋市環境局大気環境対策課及び岡崎市環境部環境保全課の問い合わせ先については以下のとおりです(名古屋市又は岡崎市内の事業所については、本システムでは受付できませんので、それぞれの市役所にお問い合わせください。)

※ 名古屋市環境局大気環境対策課 はこちら<http://www.city.nagoya.jp/kanryo/page/0000076327.html>をご覧ください。電話:052-972-2682(直通)

※ 岡崎市環境部環境保全課 はこちら<http://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1108/1154/p008843.html>をご覧ください。電話:0564-23-6194(直通)

受付時間 2018年4月1日(8時00分～)

問い合わせ先 環境部地球温暖化対策課自動車環境グループ  
電話番号 052-954-6217  
FAX番号 052-955-2029  
メールアドレス ondanka@pref.aichi.lg.jp

<利用規約>  
あいち電子申請・届出システム利用規約

1 目的  
この規約は、あいち電子申請・届出システム(以下「本システム」という。)を利用して愛知県(議会、銀行機関、公営企業管理者、病院事業管理者、県警察本部(警察署を含む。))若しくはこれらに置かれる機関。)又は、愛知県内市町村(名古屋市を除く。)(以下「県内市町村」という。)にインターネットを通じて申請・届出を行うために必要な事項について定めたものです。

2 運営  
本システムは、愛知県及び県内市町村が共同設立したあいち電子自治体推進協議会(以下「協議会」という。)が運営

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意したものとみなします。登録した情報も当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意に進んでください。

一覧へ戻る 同意する

④ 申請

- ・手続き申込画面へ必要事項を入力(図L)
- ・入力後、下段にある「別紙様式の提出方法」のファイル添付にチェック
- ・下段の「参照」ボタンをクリック
- ・(1)で作成したエクセルファイルを添付
- ・「提出先」をプルダウンにより選択(提出先はP9)を参照してください。)し、「確認へ進む」ボタンをクリック

図 L

手続き申込

STEP 1 手続き概要 STEP 2 手続き一覧 STEP 3 手続き内容 STEP 4 メールアドレス入力 STEP 5 確認メール送信完了 STEP 6 申込 STEP 7 申込確認 STEP 8 申込完了

申込

措置等報告書

問い合わせ先 環境部地球温暖化対策課自動車環境グループ  
電話番号 052-954-6217  
FAX番号 052-955-2029  
メールアドレス ondanka@pref.aichi.lg.jp

※印があるものは必須です。  
▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

届出年月日 平成 30 年 4 月 0 日

■届出者  
法人で届出せる場合は選択してください

届出者住所(郵便番号)※ 入力例)460-0000-4600000  
4608501 住所検索

届出者住所(住所)※ 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

届出者氏名又は名称(法人にあっては法人名)【前】※ 届出者の氏を入力してください。  
名称の場合 入力例)株式会社あいち 氏:株式会社  
株式会社

届出者氏名又は名称(法人にあっては法人名)【後】※ 申込者の氏を入力してください。  
名称の場合 入力例)株式会社あいち 氏:あいち  
愛知

代表者職 ▲ 代表取締役

代表者氏名 ▲ 法人を選択した場合は入力してください  
氏:愛知 名:天間 x

通信欄

入力文字数: 0 / 200

電子ファイルの添付 ※ [参照...]

■報告書の提出について  
報告書の電子ファイルについては、本報告書の概要画面からダウンロードし、必要事項を入力の上、ファイルを添付して送信してください。  
ただし、ファイル容量の合計が3メガバイト以内になるようにお願いします。(それを超える場合は、送信できない場合があります。)

提出先 ※ 選択してください

確認へ進む

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

申込データの一時保存 一時保存した申込データの読み込み

図 M

**手続き申込**

[手続き検索](#) > [手続き一覧](#) > [手続き内容](#) > [メールアドレス入力](#) > [確認メール送信完了](#) > [申込](#) > **[申込確認](#)** > [申込完了](#)  
 STEP 1    STEP 2    STEP 3    STEP 4    STEP 5    STEP 6    STEP 7    STEP 8

**申込確認**

**措置等報告書**

届出年月日	平成27年6月15日
<b>■届出者</b>	
法人で届け出る場合は選択してください	法人
届出者住所(郵便番号)	4608501
届出者住所(住所)	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
届出者氏又は名称(法人にあつては法人名)【前】	株式会社
届出者名または名称(法人にあつては法人名)【後】	愛知
代表者職	代表取締役
代表者氏名	愛知 太郎
通信欄	
電子ファイルの添付	ファイルの添付
<b>■報告書の提出について</b>	
提出先	尾張県民事務所環境保全課

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

・入力内容を確認後、「申込む」ボタンをクリック(図M)

⑤ 整理番号を確認

・申請については整理番号で整理されます。結果通知、問合せも番号で特定します。

⑥ ログアウト

・トップ画面の「ログアウト」ボタンをクリック

## 電子申請・届出システム（ステップ2）

### ～審査状況を確認する～

事務の流れ （1）システムからのメール受信→（2）審査状況を確認  
→申込内容照会の「処理状況」により  
「処理待ち」⇒ 審査中  
「完了」⇒ 手続き完了

### 事務の概要

#### (1) システムからのメール受信

送信された申請については、審査を経て必ず結果通知が送信されます。

登録いただいたメールアドレスにシステムから審査結果通知の到着メールが届いたら（2）の手続きへお進み下さい。

（申請が集中している場合は審査に時間を要することがあります。）

なお、メールアドレスはトップ画面の右上の「利用者情報」で随時、登録・変更できます。

#### (2) 審査状況の確認

- ・ 電子申請・届出システムにログインし、「申込内容照会」ボタンをクリック（図N）
- ・ 一覧から該当の申請の「処理状況」列を参照（図O）

※「処理状況」が完了になる前であれば、申請の修正または取り下げが可能です。

図 N

The screenshot shows the homepage of the Aichi Prefecture Electronic Application and Reporting System. The navigation menu includes '手続き申込', '申込内容照会' (highlighted with a red box), '委任内容照会', '利用者情報', and 'ログアウト'. Below the menu is a progress bar for the application process, with 'STEP 2' (手続き一覧) selected. The main content area is titled '手続き一覧' and contains a search form with fields for '手続き名', 'カテゴリ', and '利用者'.

図 O

The screenshot shows the '申込内容照会' (Application Inquiry) page. It features a search form with fields for '整理番号', '手続き名', '申込日', and '入力例'. Below the search form is a table listing applications. The table has columns for '整理番号', '手続き名', '問い合わせ先', '申込日時', '処理状況', and '操作'. The '処理状況' column for the first row shows '完了', which is highlighted with a red box.

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
605790358920	指圖書報告書	環境部地球温暖化対策課自動車環境グループ	2015年3月4日 15時	完了	詳細

## ▼▼措置等報告書等の提出窓口・お問い合わせ先▼▼

措置等報告書の提出先については、以下の表を参照してください。  
 なお、名古屋市内の事業所については、名古屋市環境局大気環境対策課、岡崎市内の事業所については、岡崎市環境部環境保全課へ提出してください。

機関名	所管市町村	住所	電話
東三河総局県民環境部 環境保全課	豊橋市、豊川市（旧一宮町を除く。）、蒲郡市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-54-5111 （代表）
尾張県民事務所 環境保全課	環境保全第一グループ 一宮市、犬山市、江南市、 稲沢市（旧祖父江町を除く）、 岩倉市、清須市、 北名古屋市、豊山町、 大口町、扶桑町 環境保全第二グループ 瀬戸市、春日井市、 小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1	環境保全第一グループ 052-961-7254 環境保全第二グループ 052-961-7255
海部県民事務所 環境保全課	津島市、愛西市（旧立田村及び旧八開村を除く。）、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-1-4	0567-24-2131 （ダイヤルイン）
知多県民事務所 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町 1-3-6	0569-21-8111 （代表）
西三河県民事務所 環境保全課	環境保全第一グループ 西尾市（旧吉良町、旧一色町、旧幡豆町を除く。）、 幸田町 環境保全第二グループ 碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	環境保全第一グループ 0564-27-2875 環境保全第二グループ 0564-27-2876
西三河県民事務所 （豊田庁舎） 豊田加茂環境保全課	豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を除く。）、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町 4-4-5	0565-32-7494 （ダイヤルイン）